

## 小田原市新病院開院支援業務委託事業者選定委員会設置要領

### 第1 設置

小田原市新病院開院支援業務委託の実施に当たり、公募型プロポーザル方式による契約の相手方となる候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、小田原市新病院開院支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事務

選定委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項

### 第3 組織

- 1 選定委員会の委員は、6人とする。
- 2 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 機械器具導入機種選定委員会委員長
  - (2) 経営戦略委員会委員長
  - (3) 看護部長
  - (4) 経営管理課長
  - (5) 医事課長
  - (6) 新病院建設準備を担当する医師

### 第4 委員長の職務等

- 1 委員長は、選定委員会を代表し、選定委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### 第5 会議

- 1 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 選定委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### 第6 意見の聴取

選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

### 第7 庶務

選定委員会の庶務は、病院管理局病院再整備課において処理する。

### 第8 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要領は、令和4年3月24日から施行する。